

## LETTERS FROM NOWHERE

SSK

むかうのさとつうしん  
社会福祉法人上州水土舎  
LETTERS FROM NOWHERE  
知的障害者授産施設水土舎  
2022年3月6日

# 無何有郷通信

## 通巻32号

### オンライン学習会 特集号

- ◇オンライン学習会「現場の事例から考える成年後見」ご案内
- ◇税所真也「自著『成年後見の社会学』について」
- ◇水土舎に来て十年、今までを振り返って(31号抄録再掲)
- ◇自立支援屋(見習)からみた成年後見制度(27号再掲)

## 現場の事例から考える成年後見

### —障がい者の生活支援を含む成年後見—

#### ◇【講師およびコメンテーター・話題提供】

税所真也さん: 東京大学文学部助教(『成年後見の社会学』(2020年、勁草書房)著者)

宮澤哲哉さん: 弁護士・宮澤法律事務所(群馬県高崎市)

高木博敬さん: 医師・西毛病院(群馬県富岡市)院長

金谷透: 社会福祉法人上州水土舎 理事長

(進行など)上州水土舎 利用者: 多胡祐里菜、職員: 柳澤赴/赤岩順二

#### 【日時場所】

- ・ 2022年3月4日(金曜日) 14:00-16:00(13時30分からZoom立ち上げます)
- ・ オンライン形式(Zoom)+上州水土舎(群馬県富岡市)食堂

#### 【参加方法】

- ・ [akagi-ya@xp.wind.jp](mailto:akagi-ya@xp.wind.jp)
- ・ 下記を記載しメールして下さい(3月3日〆切り)。参加費無料
  - ・ 件名「オンライン事例検討学習会参加希望」。
  - ・ 氏名
  - ・ (任意)ご所属、ご年齢
  - ・ ご住所・電話番号
  - ・ 連絡先(リンク送付先)メールアドレス
  - ・ (任意)成年後見制度についての質問、意見など

## (オンライン)事例検討学習会

### 現場の事例から考える成年後見

―障がい者の生活支援を含む成年後見―

成年後見制度は、一九九九年に民法が改正され、民法上の法定後見制度と任意後見契約法による任意制度からなる、判断能力が不十分な本人の財産管理と身上監護を支援するための制度です。

本学習会では、障がい者の生活支援を行う立場からの事例の紹介や、実務法律家からみた制度とその運用の課題、医師による鑑定意見の実際的経験からの指摘などを得ながら学び合う学習会「現場の事例から考える成年後見―障がい者の生活支援を含む成年後見―」を企画しました。

成年後見についての近時の社会学的研究として、税所真也氏の『成年後見の社会学』があります。成年後見の「社会化」は、

- ・ (任意)「ご所属、」ご年齢
- ・ 「ご住所・電話番号
- ・ 連絡先(リンク送付先)メールアドレス
- ・ (任意)成年後見制度についての質問、意見など

- ・ Zoom 視聴のためのリンクなど必要情報をメールアドレスにお送りします。インターネット接続しパソコンなどでZoomを視聴できる環境が必要です。
- ・ メールであらかじめいただいた「質問、」意見は事務局(コーディネーター)で整理のう

成年後見制度の推進の一つの旗印とされてきた標語の一つですが、同研究は、さまざまな現場でのフィールドワークを踏まえてその実態の一面を析出し、本人の生活をまるっとサポートする意味での「生活支援」という観点からの成年後見のあたらしい『社会化』の可能性を指し示します。著者の税所先生の参加を得て、直接その核心となる部分からの所見も学んだうえで、具体的かつ柔軟に問題を考える時間としてく存じます。

【講師およびコメンテーター・話題提供】

- ・ 税所真也さん  
東京大学文学部助教(『成年後見の社会学』(2020年、勁草書房)著者)
- ・ 宮澤哲哉さん  
弁護士・宮澤法律事務所(群馬県高崎市) 会議室に呈します。当日のオンラインコメント機能も適宜取り込むよう努めます。
- ・ 当日そのリンクから「参加ください。Zoom待機室機能を用いますので、少し待機ください。

- ・ 高木博敬さん  
医師・西毛病院(群馬県富岡市)院長
- ・ 金谷透さん  
社会福祉法人上州水土舎理事長
- ・ 上州水土舎 利用者・多胡祐里菜、支援員・柳澤赴／赤岩順二

#### 【日時場所】

- ・ 2022年3月4日(金曜日) 午後2時(14時)～午後4時(16時)
- ・ (13時30分からZoom立ち上げます)
- ・ オンライン形式(Zoom)+上州水土舎食堂

#### 【参加方法】

- ・ [akagi-ya@xp.wind.jp](mailto:akagi-ya@xp.wind.jp)  
に左記を記載しメールして下さい(3月3日×切り)。参加費無料
- ・ 件名「成年後見学習会参加希望」
- ・ 氏名

郵送でのご案内の皆様には赤城屋ハム・ソーセージのご案内も同封いたしました。ご利用賜れば幸いです。

社会福祉法人 上州水土舎 〒370-2344 群馬県富岡市後賀 723-7 電話 0274-64-1254(代)

メール [akagi-ya@xp.wind.jp](mailto:akagi-ya@xp.wind.jp)  
ホームページ <https://suidosha.jp/>

## 税所真也「自著『成年後見の社会学』」

これまで筆者がもっとも関心をもったのは、エリザベス・キューブラー＝ロスの生と死に関する研究であった。ロス自身の研究をこう位置づけている。死と死にゆく過程の研究は同時に生の研究であり、どう生きるかの研究であると。こうした生と死に向きあう研究への問題関心が根底にあり、成年後見をテーマとして選択するに至った。こうした筆者の修士・博士課程での成年後見に関する研究をまとめたものが本書である。

とはいえ、研究に取り組み始めた当初は、成年後見を、何からどのように論じたらよいか、非常に悩んだ。成年後見を扱う社会学分野での研究が、ほとんど存在しなかったからである。

そこで、成年後見制度が社会のどのような場面で必要とされているのか、誰が制度の利用を求めるかということを手探りで聞き取り、理解していくことから始めた。最初に調査したのは、生命保険会社である。保険金支払請求場面で、成年後見の必要性がどのように現場で立ちあがっていくか、その論理を明らかにすることに取り組んだ（4章1節）。同様に、信用金庫などの地域金融機関、不動産取引の場面についても調査し、その理屈を確かめた。

つぎに問題となったのは、本研究が社会学全体に対し、いかなる理論的貢献を果たすものであるかという問いにどう答えることができるかであった。これについては、成年後見の社会化をキーワードにして、介護の社会化

論を拡張、

延伸させることが可能だと主張した。すなわち、民法学者が論じた「成年後見の社会化」論を整理し（2章1節）、それらが介護の社会化論を敷衍したものであることを指摘した（2章2節）。そうして、成年後見の社会化を論じることが、介護の社会化論の補完につながることを示した（2章3節）。これが社会学分野で成年後見を論じることの学術的意義となった。

具体的には、介護の社会化に関する研究で分節化されてきた、担い手と費用の社会化の議論を成年後見に転用して分析した（3章1節、3章2節）。この作業を通じ、社会化と一口に言っても、そこには制度の利用が引き起こすさまざまな現象があり、成年後見制度の普及が市民生活に及ぼす深く多様な困難を、既成の介護の社会化の用法では表現できないことに気づいた。成年後見の社会化という語を、既存の文脈から引き離し、より自由に、筆

者独自の用法で用いていく必要があった。

たとえば、制度上の成年後見が社会化を理念として掲げながらも、その内実は法律家などの専門職に偏在した特異な社会化であったこと（4章2節）、また達成されたかにみえた社会化が、思わぬかたちで家計管理の個計化を強制するものとして運用され、それが想定されていなかったマネジメント負担を家族に押しつけるものであったことを論じた（4章3節）。これらは家族社会学の研究として位置づけられる。

さらに、本書には福祉社会学の研究としての要素もある。後見人の支援に関して、達成されうる射程範囲を示し（5章1節）、他方で、制度の利用が本人の生活にきわめて深刻な影響を及ぼす危険性について論じた（5章2節）。望ましい成年後見の支援の可能性を追求し、生活協同組合の事例研究を通して、本人の意思決定、財産管理、身上監護（身上保護）、生活支援が共同体的価値観のなかで実現されることを真の社会化のあり方として提示した（5章3節）。

以上のように、本書は、成年後見の利用を通じてあらわれるさまざまな現象を分析対象とし、成年後見という法律上の概念を、調査にもとづき、社会的に再構成した研究である。身上監護（身上保護）をめぐる協議の場が設定されること、本人の居場所や最善の利益を多面的に捉えることが重要であること、専門家以外の諸アクターの実質的な関与が成年後見の社会化において重要な側面であることなどを、家族社会学や福祉社会学の知見として位置づけ、成年後見の社会化の用法にオリジナルな社会化概念を編み出している。この点に、既存研究にみられない本書の学術的な新奇性がある。

さいごに、冒頭の筆者の問題関心に戻れば、本書は、ひとが住み慣れた地域で最期まで生き、限りある生を終え、旅立っていくこと、その過程をどう支えるか、共同体による支援のあり方を探求する研究であった。いまでも研究は継続しており、とくにキリスト教や仏教といった伝統宗教における種々の共同体、地域の市民後見NPO等が、成年後見を通じて、生と死、老いにどう向きあっていこうとするのかを明らかにしている最中である。

## 【出版社（勁草書房）書籍紹介】

<https://www.keisoshobo.co.jp/book/b497693.html>





(無向有郷30号記事一部再録)

### 水土舎に来て十年、

### 今までを振り返って

奥戸蓮りりい (利用者)

(前略)

■ 大事な仲間の死をのりこえて

去年の十一月十七日は、私たちにあって大シヨックな日でした。水土舎の仲間だったS子さんが亡くなったのです。がんでした。現実が受け止めきれなかったのは私だけではありませんでした。皆もそうでした。お葬式の時も泣きそうになり、『こんな残酷なこと無い』と思いました。ずっと「何で？」としか思いませんでした。

いつ仲間が、いつどこで亡くなるとか怖くなります。水土舎やホームの仲間達を失いたくないです。

どんなに  
トラブルがあってもケ  
ンカしても、  
向き合えなくとも信じ



られなくても、裏切りがあっても、私は大事な人達を、なくなってもいいいやとか、そう思いません。

まず私が思うのは皆元気でいてほしい。どんなにその人がイヤな人でも元気でいれればいいと思います。病気になんてならないでほしいです。

■ 大事な仲間の死をのりこえて

皆障害を持っている。それを理由にして自殺なんてしたくない。何かのきっかけで病気になる人もいるから。生きたいのに生きられない人がいる。S子みたいに。

若いのに生きたいのに生きられない、その辛さが、きつさが痛いほどわかります。後悔もあると思います。やりたかったこともたくさんあったと思います。皆と旅行とイベント行きたかったと思います。

一緒に楽しく過ごしたかったと思います。私はそう思います。

そのためには  
S子の分まで生き



ることです。どんなに辛くても苦しい事があっても、全力で生きる事が幸ちゃん死をムダにしないためでもあります。

★ ★ ★ ★

私は、これからの人生、水土舎で過ごしたいと思います。今いる人達を大切にしたい。何かあったら支えたい。そう思います。

私は水土舎の皆が本当に大好きなんです。毎日が幸せです。毎日が楽しいです。楽しいから怖くなることもあります。皆が支えてくれたり助けてくれたりしてくれるから生きたいと思います。

私がかここまで続けられたのは皆皆がこころよく受け入れてくれて、協力をしてくれたから。感謝しかありません。

以上

(無向有郷27号記事再掲)  
自立支援屋(見習)からみた  
成年後見制度

赤岩 順二

はじめに

この三月(二〇一九年)から水土舎の職員として働き始めた赤岩です。利用者さんと、養鶏(採卵、餌やり、各種点検)、卵磨き、鶏

糞処理、ブルーベリー畑をはじめとする草刈り、いちごとりや田植え、残飯回収と餌化、水路をはじめとする環境整備、ハムソーセージ班へときにお手伝い（おじゃまする）といった日々で、わからないこと、なれないことばかりで、利用者さん、先輩職員さんに教わりながら、無我夢中で過ごしているという感じです。

そんな職員としてこのたび参加する一年ほど前でしようか、水土舎の職員有志から「成年後見」について意見をほしい、ということでおおむね次のような話。






「水土舎のある利用者Aさんの保佐人X氏が、年令のこともありまた務めていた教育職を辞することになり、保佐人も辞したいと考え、併せて家庭裁判所に成年後見人を申し立てるといつている。保佐人X氏は病院の相談支援チームが本拠地だが、そこでかかわりのあるという司法書士さんの名前もその候補としてでている。本人の利用者Aさんは、県の本人部会の副会長をするなど水土舎にきて落ち着きを増しており、今の段階で、保佐人から成年後見人へと変更する必要はないと我々は考えている。主治医で鑑定をしている先生

とも懇意でよく話をしていて先生も同意見だ。日々の生活の支援は水土舎で行っており、現金の出納記録についても逐次記帳したものの（通帳の写し）を年に一回保佐人X氏に送り、X氏が行っている実作業は年一回報告のそのときだけ。ということ、保佐人としての費用は無償で実施されている。ところが、後見人としてたとえば司法書士さんになると『相場』として調べたかぎりでは月数万の報酬が

でいくらしい。年にすると数十万。

Aさんの現在の年齢から日本人の現在の平均年齢までを計算すると合計で数百万の報酬がとになる。利用者Aさんは、水土舎に来てから、年金と水土舎の工賃（収入）からGH利用料や休日の活動費（支出）を引くといくばくかの貯蓄が

たとえば・・・こんな方が対象です

 <p><b>後見</b></p> <p>[例] アルツハイマー病の男性58歳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● もの忘れがひどい</li> <li>● 身近な人が誰だか分からなくなった</li> <li>● 症状は重く入院</li> </ul>	 <p><b>保佐</b></p> <p>[例] 中程度の認知症女性72歳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● もの忘れが多い</li> <li>● 買い物で払った金額が分からない</li> <li>● 日常生活に支障</li> </ul>	 <p><b>補助</b></p> <p>[例] 軽度の認知症女性70歳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家事を失敗する 米を研がずに炊くなど</li> <li>● 訪問販売で高額な商品を買うなど</li> </ul>
--	--	---

毎月できている。水土舎が管理する通帳でみればわかるけど、水土舎に来てから約十四年で約二百万円以上を蓄えている。こんな状況で、後見人をつけて、報酬も払い続ける必要がアルノカー!?」



以下では、(一)最高裁判所のホームページから成年後見制度の利用状況、(二)「介護保険制度」との両輪性との関係、(三)「利用促進」法制定過程での厚生労働省の意見集約、といった情報を確認したあと、(四)親なきあとの対策と地域生活、グループホームの役割（これは「無何有郷通信」創刊3号のある記事のタイトルを借用しています）を考え、最後に(五)二〇一九年三月に報道された成年後見人の任命についての方針変更を確認したいと思います。

### 一・成年後見制度と利用状況

現行の成年後見制度は、一九九九年の民法改正として行われ、二〇〇〇年四月一日から施行されたものです。民法は、ある国のものとも基本的な法律の一つです。成年後見制度を新しくした二〇〇〇年の改正以後も、二〇一七年に「債権法」（契約や保証等に関する法）

についての改正民法成立（二〇二〇年施行）、さらに二〇一八年には相続法や成人年令の改正が行われています。

二〇〇〇年の施行から毎年、最高裁事務総局（家庭局）は、「成年後見関係事件の概況」をまとめています。たとえば二〇一八年（平成三〇年）一月から十二月までの「概況」によれば、

④ 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始および任意後見監督人の選任事件）の申立件数は3万6549件。

⑤ そのなかで、後見開始の申立が2万7989件（約77%）、保佐開始の申立が6297件（約17%）、補助開始の申立が6297件（約4%）、任意後見監督人の申立が764件（約2%）。

⑥ 手続が終わった（終局した）3万6127件のなかで、申し立てが認められた（認容された）のが3万4511件（約95.5%）

⑦ 開始原因としては、認知症が約63.4%、知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.9%、高次脳機能障害が約4.5%、遷延性意識障害が約1.3%、その他が11.9%。

⑧ 成年後見人等と本人との関係は、親族が8428件（母数3万6298件）に対して

約23%）、弁護士が8151件（約22%）、司法書士が1万512件（約29%）、社会福祉士が4835件（約13%）、市民後見人が320件（約0.9%）。社会福祉協議会、税理士、行政書士、精神保健福祉士、その他法人、その他個人などを合わせて4052件（約11%）。

⑨ 2018年12月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で21万8142人（前年末は21万290人で、約3.7%増）。

二〇一六年（平成二八年）には、成年後見制度が十分に利用されていないとの認識のもと、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布・施行されています。ただ、成年後見制度が発足する二〇〇〇年の前年（一九九九年）において、それに相応する制度である禁治産の宣告が二九六三件、準禁治産の宣告が六七一件であったことを考えると、利用者数の増大だけを考えても、すべての人に身近で重要な制度になってきています。

二「介護保険制度」との両輪性と

### 成年後見制度利用原因

二〇〇〇年の成年後見制度発足は、同年四月の「介護保険制度」がスタートと時期を同じくしています。介護保険制度との関係でみると、たとえば、「利用者（本人）が事業者と『契約』して介護サービスを受けるようになりました。同時に、既に判断能力が十分でなく、事業者と契約できない利用者などを支援する

法定後見制度	任意後見制度
ご本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から、ご本人の状態に合った支援を決定します。	
<b>後見</b> 判断能力が常に欠け、 普段の買い物なども難しい人	将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめご本人が支援してくれる人（任意後見人）や支援してもらう内容を契約により定めておく制度です。ご本人の判断能力が低下したとき、本人や親族などの申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。
<b>保佐</b> 判断能力が著しく不十分で、重要な財産の管理(*)などが難しい人	
<b>補助</b> 判断能力が不十分で、重要な財産の管理(*)などを一人で行うのが不安な人	

の両輪と言われる所以です。」といったように説明



されます。たしかに、このことは、成年後見制度の開始原因として認知症が約63.4%となっていることにも表れていると思います。

◎ ◎

上州水土舎の利用者さんにとってはどうでしょう。一九九九年に設立された上州水土舎も二十年の運営年月を重ねています。今後さらにそれを重ねていけば行くだけ（水土舎の現場支援員がつねひとつごろ指摘するように、利用者さんの自立支援という特別な任務をもった社会福祉法人は無くなる。社会で本来的に担われて解消されるのが本来の姿とはいえ）、利用者さんも年齢を重ねていくことになり、ライフサイクル全体を視野に自立支援していく必要が高まっています。

とはいえ、同じ成年後見制度の利用が課題となりうる事例であっても、一般的にみれば、認知症の平均発症年齢およびその方の平均余命と比べると、知的障害者（成年後見制度で認容された約9.9%）や精神障害者（同約8.9%）の場合は比較的長い平均余命を想定して制度の利用やその方法を考えなければならぬことになるでしょう。このことは、水土舎の利用者さんにとっての成年後見制度を考える場合には欠かせない視点です。成年後見制度の

導入、紹介、利用促進が一般的になされている際に、見落とされていないか注意が必要です。

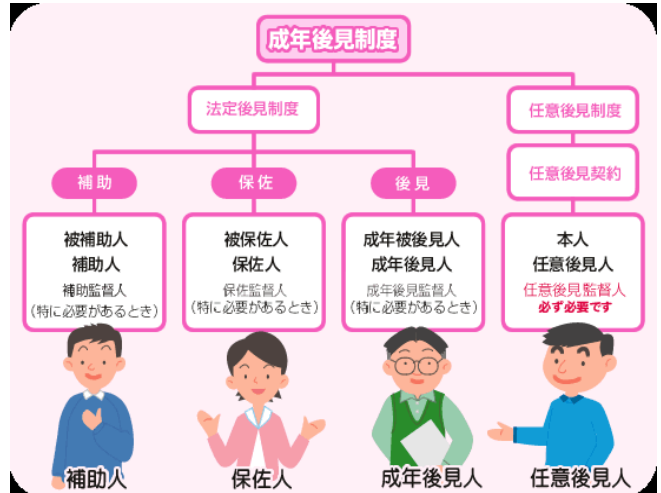
### 三、「利用促進」についての厚生労働省意見集約

二〇一六年（平成二八年）公布・施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の検討過程で、厚生労働省が中心となって意見を各方面に募ったものをまとめた「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」（二〇一五年三月三日）という資料があります。

これは、「障害者の意思決定の支援に合理的な配慮をする」ことを、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」に明記していることを出発点として、二〇一三年及び二〇一四年に、障害者総合福祉推進事業として「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」をして検討を積み重ねていることを前提として、「現行制度の利用の支援について」「制度の在り方・運用について」意見を募集したものを集約した資料です。アンケート回答は以下のようなものでした。水土舎の利用者さんにとっても参考になると

思いますので掲げます。

### 「現行制度の利用の支援について」



◆ 成年後見制度

の利用に係る費用の助成制度の充実・拡充が必要。（全日本ろうあ連盟）

◆ 利用促進に向けて、本人負担の軽減、後见人・保佐人・補助人の資質向上、手続きの簡素化が必要。（全国地域生活支援ネットワーク）

◆ 成年後見制度利用支援事業の後見報酬助成の市町村長申立の場合以外の低所得者への適用、生活保護における後見扶助の創設が必要。（日本精神保健福祉士協会）

◆ 後见人への報酬が低額に抑えられ、また見守り看護に依る法人後見を推進すること



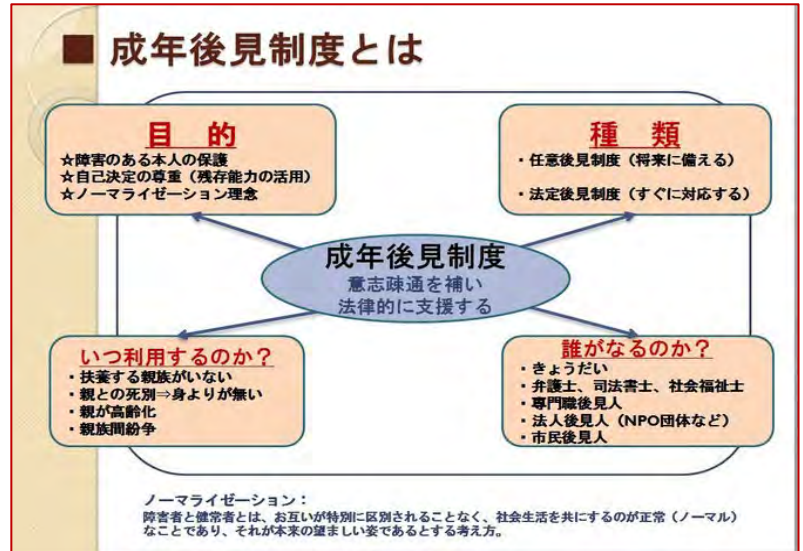
が有意義であり、そのための助成制度が必要。(全国重症心身障害児(者)を守る会)

- ◆ 後見類型中心から補助類型中心への変更、後見監督による後見人への支援強化、団体後見の活用、公費負担、欠格条項の廃止、相談支援・福祉との連携も重要。(日本自閉症協会)
- ◆ 成年後見制度や消費生活相談等に携わる者が発達障害についての理解を深め、適切な対応がなされるよう、人材の育成・研修を進めて欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- ◆ 成年後見人等の障害の理解研修が必要。(日本知的障害者福祉協会)
- ◆ 成年後見人等の失語症者に関する研修が必要。(日本失語症協議会)

### 「制度の在り方・運用について」

- 障害者権利条約第12条を参考に、障害福祉サービスでの自己決定、契約行為等を支援付き意思決定支援で行えるよう配慮すべき。また、被後見の他、被保佐、被補助の制度を分かりやすく情報提供し、安易に被後見人の申請をしないような支援も必要。(日本グループホーム学会) 【再掲】
- 本人の主体性を踏まえた権利擁護となるよ

う、運用面で適正化を図る必要。身上監護の拡大を充含む利用者主体



後見制度の転換を視野に入れるべき。(全国手をつなぐ育成会連合会)

- 成年後見制度の利用を通じてサービスにアクセスするに当たっては、本人の意思が尊重され、必要な支援を受けた上で利用に至るよう、実質的な措置を講じる必要。(きょうされん)
- 意思決定の可能性がある限りは本人の意思決定ができるように支援を尽くすことを先

決とし、支援型の後見制度に転換することが必要。その上で、補助類型の活用を促進することが現実的。(日本知的障害者福祉協会)

- 成年後見制度の利用促進に当たっては、障害者権利条約12条に配慮することが重要。(日本自閉症協会)
- 代行決定等が障害者権利条約に反するとい
- 指摘もあるが、本人が不利益を被ることがないようにするためには、十分ではないにしろ、現段階では必要。(全国地域生活支援ネットワーク)
- 全てのの人に意思決定能力があることを前提とした成年後見制度に組み立て直す必要。(日本精神保健福祉士協会)
- 成年後見類型の利用を最大限抑制し、どうしても代理決定が必要な場合は、本人の同意を必要とする補助類型の利用を中心とすべき。(DPI日本会議)
- 従来の成年後見人には医療同意の権限がなく判断に限界があるため、法的な整備を図り、指針を明示して欲しい。(日本重症心身障害福祉協会、全国重症心身障害日中活動支援協議会、全国肢体不自由児者父母の会連合会)

● 後見類型中心から補助類型中心への変更、後見監督による後見人への支援強化、団体後見の活用、公費負担、欠格条項の廃止、相談支援・福祉との連携も重要。（日本自閉

症協会）【再掲】

● 財産管理に当たり、支出内容の範囲について家庭裁判所により見解が分かれ、地域差が生じているため、全国的に統一された指針策定が望まれる。（全国重症心身障害児（者）を守る会）

● 第三者による身上監護は契約事務に相当する事務とされており、面会、散歩、身体の世話等がされないという不満が生じている。（全国重症心身障害児（者）を守る会）

● 「変化しうる障害」という精神障害の特性に鑑み、法定後見の3類型（後見・保佐・補助）を定期的に見直す仕組みが必要。（日本精神保健福祉士協会）

● 成年後見制度の利用促進は条約12条に反する。成年後見制度ではなく、重度訪問介護の拡充等により、障害者が身近な介護者との関わりの中で意思決定をできるようにする等の方法が採用されるべき。（全国「精神病」者集団）

● 制度設計のために、厚生労働省と法務省

等の関係省庁、障害者団体、関係団体との間に、障害当事者が過半数で構成される検討の場を設けるべき。（DPI日本会議）



「現行制度の利用の支援について」においては、費用負担の問題が多く指摘されていますし、「制度の在り方・運用について」においては、たとえば「安易に被後見人の申請をしないような支援も

必要」（日本グループホーム学会）といったように「促進」の条件についての多くの示唆があるように感じます。

ちようど、日本グループホーム学会の調査報告会が二〇一九年六月九日（日）にあることを知り、成年後見制度についての基本的考え方についてご意見を伺おうと思

◎意思決定支援の基本的原則（厚労省 HP より）

（1）本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

（2）職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

（3）本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

◎最善の利益の判断本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。

◎成年後見人等の権限との関係意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

いでかけました（同報告会はグループホームの現状調査についての報告を中心とするもので、成年後見がテーマであったわけではありません）。

帰り際の機会をとらえて、事務局長の室津滋樹さんに立ち話で伺ったものにすぎませんし、突然の質問だったにもかかわらず、お答えは簡潔明瞭でした。「チームが適切に連携して本人の意思決定をすることが重要」。

成年後見人の方に焦点を当てるのではなく、意思決定の支援をどのようなチームで分担して行うのが適切かという観点をいただきました。それぞれの環境で状況は異なると思いますが、必要に応じて問題を出し合ったりすることが必要だと思っております。

#### 四・親なき後対策と地域生活、グループホームの役割

水土舎の通信「無何有郷通信」創刊3号に「水土舎の世話人会&編集部黒澤他」による「親なき後対策と地域生活、グループホームの役割」という記事があります(二〇〇五年四月二十九日発行、本節はそのタイトルをそのままいただきました)。ここでは、日本グループホーム学会のグループホーム入居者の基準生活費等に関する調査の報告を引用しながら、水土舎の場合を紹介しています。そこで紹介されているものを現在の「グループホーム入居時」の説明資料をもとにここでもまとめてみましょう。

▲入居時の払込金…ありません。

▲家賃…月額3500円(月額1万3500円だが県からの家賃補助あり)

▲光熱費(共用分、居室分を含む)、日用品費…

月額1万4500円

▲食材料費(昼食・夕食分)…月額1万9500円

▲行政手続代行日、送迎等(行政手続は無料。ただし、交通費や郵便代、コピー代等は実費をいただきます。送迎(通所、通院、通勤等)も無料。

というところで、ホームの料金(利用者生活費)は、月額利用料3万7500円。

そうすると、最初に相談のあった利用者Aさんの場合(あくまで一法学研究者の知人として相談のあった昨年の段階では説明を受けても十分に理解しきることはできていなかったのですが)、

(収入)「二級障害基礎年金で月額6万5000円」+「水土舎での就労継続支援B型での就労の給与」

(支出)「上記月額利用料」+「休日などの活動や消費等への支出」

ということになります。Aさんは、水土舎に来てから、少しずつとはいえ、貯金ができてきており、これからのいろいろな不意の出費へ、多少なりとも備えてきていることになります。

そこで「こつこつ」とためたお金から、「後

見人をつけて、報酬も払い続ける必要がアルノカ!？」

#### 五・2019年3月19日の新聞報道とその内容など

二〇一九年三月一九日「朝日新聞」で「成年後見『親族望ましい』 最高裁、家裁に通知 選任対象」というタイトルの記事が掲載されました(「東京新聞」も内容は若干異なりますが同じテーマでの記事があります)。その書き出しは、「認知症などで判断能力が十分ではない人の生活を支える成年後見制度をめぐり、最高裁判所は一八日、後見人には『身近な親族を選任することが望ましい』との考え方を示した。後見人になった家族の不正などを背景に弁護士ら専門職の選任が増えていたが、この傾向が大きく変わる可能性がある。」というものです。

この記事にいう「最高裁の考え方」は、この記事では明確にはされてはいませんが、厚生労働省の第二回成年後見制度利用促進専門家会議(二〇一九年三月一八日開催)において説明された内容と思われます(提出された最高裁家庭局の資料が参照できます)

( <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/> )

000212875.html )。

なお、同新聞の四月三日付の記事では、「後見人選定や報酬『すべて秘密主義』家裁に怒る利用者」という記事があります。「四年半前に父親が亡くなり、銀行で口座の凍結を告げられた。母親は認知症」ということで、凍結を解除するためには後見人が必要との説明を受け、家裁に成年後見制度利用を申し立てたが、家裁は面識のない司法書士を財産管理の後見人に、身の回りを支える後見人に男性を選んだ。「後見人選びも、報酬の決め方も、なにもかも秘密主義と感じた」という批判が紹介されています。この四月の報道記事では、三月の報道記事は直接には参照されていませんが、二つの記事にはつながりがあるように思います。

様々な立場にある後見人による各種不祥事についても、制度発足以来、報道されています。それに対しても、たとえば後見制度支援信託制度の利用が図られるなど、各種対策が模索されている最中であることも付記しなければなりません。

このように、裁判所や厚生労働省といった国の機関も見直しや再検討を始めている状況です。

地域で生活する障がい者とその家族を地域で連携して支援する、地域生活拠点事業が進んでいます。そのような地域生活拠点づくりのなかに、成年後見制度の位置づけて考えることが求められています。

## 六(中間)まとめ

本稿は、「自立支援屋(見習)」からみた成年後見制度」というタイトルにしました。三月(二〇一九年)に水士舎に職員として参加したばかりの本校執筆者が、自立支援とはなにかといったことについておおよそ語ることはできません。しかし、養鶏(採卵、餌やり、各種点検)、ブルーベリー畑をはじめとする草刈り、いちごとりや田植え、残飯回収と餌化、鶏糞をはじめとする環境整備といった日々の活動が、利用者さんの月々の給与へのいくばくかの増加と、利用者さんの生活の向上、楽しみの増大(うまくいかなければそれらの低減・低下につながる)ことを忘れないように、先輩職員の皆さんをみつっ、努めています(見習)。そのような現場での時間(たとえば、養鶏の飼料の費用が高いのではとか、産卵率の低下を防ぐのはどうしたらよいか)などからみると、「こんな状況で、後見人をつけて、報

酬も払い続ける必要がアルノカ!？」という気持ちも共有しはじめています。

2000年の成年後見制度の導入時に参照されたのはドイツ法とイギリス法とされており、制度の比較も、その基本精神と基本設計思想を究めるつもりで調べないといけな

いと感じます。

2019年の夏に、成年後見制度についての説明会に参加しました。その際「成年後見制度で行われるのは、財産管理と身上監護である」と説明されました。なるほど。ただ、すぐそのあとの講習テキストには「法律行為と事実行為があつて、成年後見制度が対象とするのは法律行為である。」といった説明が付け加えています(テキストは二〇一三年改訂版)。

ここで法律行為という言葉はもとドイツ法(学)で用いる概念の翻訳です。日常使う言葉ではないため「きよとん」とする人が多いのではないのでしょうか。財産管理については、契約など法律行為にあたるものが想定されその付加的説明による誤解は少ないかもしれません。しかし、身上監護については、そこで対象となる法律行為、対象外とされる事実行為とは何か?と感じるのがむしろ当然



でしょう。しかし、この点についての理解が不足なまま、すなわち、具体的に何が成年後見制度で扱う対象に該当しどういうことが該当しないかが不明確なまま、この制度を利用してはいけないと思います。

たとえば、「レストランに行った場合、食べることとは事実行為、メニューを見て注文したりお金を払うのは法律行為。お店側からすれば、料理を作ることは事実行為、注文を受けお金をもらうのは法律行為」と説明されま



策関連用語集」[https://pari.fi.u-tokyo.ac.jp/publications/words/words\\_s/s\\_9.h.html](https://pari.fi.u-tokyo.ac.jp/publications/words/words_s/s_9.h.html)。この説明はもちろん間違いではありませんが、身上監護についての法律行為と事実行為の判別する助けには直接つながらないように感じます。

ある経済評論家（山崎元さん）は、2018年の段階の状況を前提としてですが、ある経済週刊誌に「老親の貯金が突然他人の管理下に!?『成年後見制度』の大問題」と題する記事を寄稿しています。そこではある著書の報告する職業専門家の後見人の報酬を念頭に、次のような感想を述べています。「この手数料の水準を金融取引にたとえるなら、死ぬまで解約できないラップ運用（資金運用委託者が金融企業に運用プラン作成から運用にかかる投資判断や売買、管理など一切を金融企業に一任し、金融企業が依頼者に代わって資金運用を一括して行う運用）を契約してしまったくらいの大失敗だ。報告書の作成は1時間も掛からない程度の作業であり」、「職業後見人にとっては、効率のいいビジネスだ。」  
<https://diamond.jp/articles/-/169412>。  
 このような指摘は大きさと批判する「専門家」もいるかもしれませんが。後見人等がかかる可能性のあるリスクも考える必要があるので

しょう。しかし、いずれにしても、何が具体的に範囲内であり、何が範囲外かは明確にしたいうえで制度の利用が図られなければなりません。

成年後見制度は、そもそも、人の権利能力というのは何かという基本にかかわることであり、現実にも大変影響の大きい制度です。

先に紹介しましたように、裁判所や厚生労働省といった国の機関も見直しや再検討を始めており、利用促進の各種取り組みも展開されているなか、この富岡・甘楽地域の一社会福祉施設からの発信ではありますが、現実的にどう対応していったらよいかについて考えようと、講演会を準備中です。



編集…知的障害者授産施設水土舎  
 編集人…代表 金谷 透

印刷…水土舎印刷室(無断転載禁止)  
 発行…特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会

東京都世田谷区祖師谷三のの一の十七の一〇二  
 一部百円、年間購読料四百円(送料込)





上州牛のハンバーグ



水土舎のジャム三種



水土舎の平飼有精卵

# 赤城屋

Akagi-ya Wurst Ham

Der Metzgerei aus München nach Akagiya

WeiBe Rose/Röte Burg

富岡市後賀723-7

Phone 0274-64-1254 / E-mail akagi-ya@xp.wind.jp

**黒毛和牛本来のやわらかさと芳醇な風味を塩釜に閉じ込めた逸品です。**

**塩釜焼き**  
ローストビーフ

赤城屋 黒毛和牛 塩釜焼モモ肉ローストビーフ 210g、450g  
赤城屋 上州牛 塩釜焼モモ肉ローストビーフ 200g、300g、400g

## 群馬県産 上州牛モモ肉の大きなハンバーグ

上州牛のジューシーな旨味と濃厚な味わい深さが凝集されています。



赤城屋 上州牛モモ肉100%と玉ねぎだけで作りました 160g×6個、160g×4個

群馬県産

## 上州黒毛和牛サーロイン・ローストビーフ

口の中でとろける旨味と芳醇な味わいをご堪能下さい。



赤城屋 黒毛和牛 サーロインローストビーフ 200g、300g、400g

群馬県産

## 黒毛和牛モモ肉ローストビーフ

やわらかな肉質と肉に閉じ込められた旨味をご堪能下さい。



赤城屋 黒毛和牛 モモ肉 200g、300g、400g

群馬県産

## 上州牛モモ肉ローストビーフ

人気のローストビーフです。ジューシーな旨味をご賞味下さい。



赤城屋 上州牛 モモ肉 200g、300g、400g